



固定資産税被災住宅用地申告書

整理番号 — —

(宛先)川崎市長		年	月	日
申告者	住所	電話 ( )		
	氏名 又は名称	個人番号又は法人番号		
		納税者コード		
申告者が震災等発生後に所有者等となった場合の被災年度の賦課期日(1月1日)の所有者等との関係				

地方税法第384条の2及び川崎市市税条例第51条の2の規定に基づき、次のとおり申告します。

土地	番号	被災住宅用地の所在		地積	家屋の敷地に供していた地積	被災年度の賦課期日(1月1日)の所有者	
		町名	地番			住所	氏名又は名称
地	1			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	2			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	3			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		

家屋	震災等により滅失し、又は損壊した家屋								
	対応する土地番号	家屋番号	家屋の延床面積	住宅部分の延床面積	住居の戸数	地上階数	家屋が滅失し、又は損壊した原因	震災等の発生した日時	被災年度の賦課期日(1月1日)の所有者
屋			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					

年度の賦課期日(1月1日)において、当該土地を住宅用地として使用することができない理由   
---

備考

- この申告書は、地方税法第349条の3の3(被災住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例)の規定の適用を受けようとする場合に、同法第384条の2及び川崎市市税条例第51条の2の規定に基づき、市長に提出するものです。
- 「土地の所在」、「地積」、「家屋番号」及び「家屋の延床面積」は、固定資産課税台帳の登録事項に基づいて記載してください。
- 「理由」欄には、賦課期日(1月1日)に住宅用地として使用することができない理由をできるだけ具体的に記載してください。また、理由を明らかにする書類等があれば、写しを添付してください。
- 本特例の適用期間は最長2年度間です。ただし、避難指示等の期間が震災等の発生した年の翌年以降に及んだ場合は避難指示等の解除後最長3年度間(避難指示等の解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日(1月1日)とする年度までの各年度分)、被災市街地復興推進地域が定められた場合は最長4年度間(震災等の発生した年の1月1日以後4年を経過する日を賦課期日(1月1日)とする年度までの各年度分)です。